

## 独自基準の概要

条例名	① 鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ② 鹿児島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
関係法律名	社会福祉法	
条例委任された事項	① 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 ② 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	
独自基準の内容	国の基準又は規定（抜粋）	県の基準又は規定（抜粋）
	<p><b>【婦人保護施設の設備及び運営に関する基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで適切な処遇を行うよう努めなければならない。</li> <li>・ 施設は、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。</li> <li>・ 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 国の基準に追加して利用者の人権に配慮し、人格を尊重する旨を規定</li> <li>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の例示 「施設の周辺の地域の環境に応じて、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する具体的計画」</li> <li>⇒ 非常災害に関する具体的計画の概要の施設内への掲示について規定</li> <li>⇒ 非常災害時における関係機関への通報体制及び連携体制の整備について規定</li> <li>⇒ 国の基準に追加して職員の資質向上のための研修機会の確保等について規定</li> <li>⇒ 施設の職員が業務上知り得た秘密の保持について規定</li> </ul>
	<p><b>【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、サービスの提供を行うよう努めなければならない。</li> <li>・ 非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。</li> <li>・ 非常災害に関する具体的計画の職員への周知</li> <li>・ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 国の基準に追加して入所者に対する虐待防止及び入所者の権利擁護について規定</li> <li>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画を例示 「火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するもの」</li> <li>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の概要の施設内への掲示について規定</li> <li>⇒ 国の基準に追加して地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努める旨を規定</li> </ul>
設定理由、目的、想定される効果	<p><b>【婦人保護施設の設備及び運営に関する基準】</b> 入所者への適切な処遇を行う。</p> <p><b>【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準】</b> 入所者の権利利益の擁護が図られ、非常災害時において、実効性の高い対策をとることができる。</p>	